

第4章 全体構想（分野別方針）



全体構想は、まちづくりの目標や都市構造・都市空間を実現するために必要な、都市計画の分野別の整備方針を示します。

本市では、安全・安心で持続可能な都市づくりを目指し、地域ごとにコンパクトで快適に暮らせる土地利用を図るため、第3章で示した「都市づくりの理念と目標」及び「将来都市像」に基づき、6つの分野について基本方針を定めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

中心

東部

西部

菊川

豊浦

豊田

豊北

第6章

都市づくりの理念と目標

分野別方針

基本理念

安全・安心で持続可能な都市づくりを目指し、
地域ごとにコンパクトで快適に暮らせる
土地利用を図る



将来都市像

- 山口県西部の発展をけん引する、活力ある都市
- 快適な暮らしと自然景観を維持する、コンパクトな都市
- 安全・安心な生活を支える、強くしなやかな都市

目標

—目標年次—

2040年（令和22年）

—人口規模—

- ・ 全市的に、人口減少幅を抑制
- ・ 居住誘導区域内の人口密度の維持
(1haあたり40人)

土地利用

都市施設整備

市街地整備

環境保全・形成

景観形成

都市防災

4-1 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本方針

- ・人口減少や少子高齢化、頻発化・激甚化する大規模災害や新型コロナ危機等の課題に対応した、安全・安心で持続可能な都市づくりを目指し、地域ごとにコンパクトで快適に暮らせる土地利用を図ります。

1) 拠点連携型都市づくりに向けた都市機能の積極的な維持・集積

- ・本市は、アジアの玄関口として、また山口県西部の発展のけん引役として、商業・業務・観光・物流・国際交流など様々な機能を活かしつつ、JR下関駅周辺から唐戸地区周辺及び新下関駅周辺にかけての商業地を中心としたにぎわいの空間整備や、主要幹線道路沿いの業務地の形成などを進めています。空地や低未利用地等を十分に活かしながら都市機能の既成市街地への集積を図ります。
- ・既成市街地の空き家や空地等の低未利用地については、都市のスポンジ化対策を図り、土地利用を促進します。また、まちなか再生に向けて土地の実態を正確に把握する必要があるため、地籍調査を推進します。

2) 地域特性を考慮したコンパクトな土地利用

- ・都市拠点周辺においては、各拠点と公共交通により高い頻度でつなぎ、市民及び市外からの来訪者に広域的に利用される高次都市サービスを提供する施設を集積させ、それぞれの地域特性に応じたコンパクトで利便性・快適性の高い都市環境の形成を図ります。
- ・地域拠点周辺の徒歩や自転車で暮らせる範囲においては、日常的に買い物等の生活の利便性を高め、公共交通を容易に利用できる居住環境の形成を図るとともに、人口密度の維持により、地域コミュニティの維持・形成を図ります。
- ・集落拠点周辺においては、豊かな自然環境等と調和を図り、ゆとりと安らぎを感じながら暮らせる地域の維持・形成を図ります。

3) 安全・安心で強くしなやかな土地利用

- ・老朽建築物の除却や密集市街地の解消、きょうがい 狭隘道路の拡幅、斜面住宅地の再生などにより、地域の防災性の向上を図るとともに、大規模災害時に迅速な復旧・復興ができるよう、災害に強い安全・安心な都市構造の形成を図ります。
- ・新型コロナ危機を契機に変化した生活様式に応じたまちづくりを進め、様々なニーズ、変化、リスクに対応できる柔軟性・冗長性を備え、それぞれの地域特性に応じた都市構造の形成を図ります。



▲関門海峡



▲梅光学院大学周辺



▲都市計画道路松原長府駅前線

(2) 土地利用の類型と配置方針

1) 市街地の方針

①商業地・業務地

- ・立地適正化計画の都市機能誘導区域内において、都市機能が適切に維持・集積できるよう、また居住誘導区域への居住の誘導を効果的に推進するために、大規模な商業施設や社会福祉施設、教育・文化施設、行政施設の立地誘導を図ります。
- ・JR下関駅周辺から唐戸地区周辺の国道9号沿線にかけては、本市の中心市街地であり、観光・国際交流機能も集積しています。中核市にふさわしい魅力ある商業・業務地として、土地利用の再編や高度利用化を図るとともに、既存商店街の活性化や医療、教育・文化などの高次の都市機能もあわせた施設の立地誘導を進めます。また、官民が連携して、歴史的遺産等により形成された都市景観の保全、にぎわい・回遊性のある基盤整備及び空間づくりにより、中心市街地の活性化を図ります。
- ・唐戸地区周辺については、民間活力を活用し、港湾機能と連携したウォーターフロント開発整備をさらに推進し、JR下関駅方面から火の山地区までの回遊性を高め、市民と観光客が集うにぎわい空間の創出を図ります。
- ・新下関駅周辺から下関インターチェンジ周辺にかけては、高次都市機能の維持・集積とともに、商業・業務等の複合機能を有する沿道サービス施設の配置を図ります。
- ・各地域の生活利便性を確保するため、用途地域等による土地利用を図り、また居住誘導や空き家、空き店舗対策と連携し、適切な生活利便施設の誘導を図ります。
- ・都市の骨格軸となる主な幹線道路沿いについては、地域拠点等の形成と連携した土地利用の誘導を図ります。

②工業地

- ・彦島地区、長府地区、小月地区、吉田地区、王喜地区などの工業地においては防災面や環境面など周辺地域への配慮を行い、操業環境を維持するとともに、企業誘致を図ります。また、遊休地の活用を図ります。
- ・既存工業団地への企業誘致の促進を図ります。

③住宅地

- ・公共交通の利便性の高い地域や立地適正化計画の居住誘導区域内等において、住宅地を配置し、持続的な土地利用を図りつつ、良好な住環境の維持・形成を図ります。
- ・地震や土砂災害、河川や高潮、津波による浸水など災害リスクの高い区域においては、市民意識の向上と円滑な情報発信体制の構築を図り、適切な土地利用を推進します。
- ・斜面地住宅や密集市街地など防災性・居住環境上の課題を抱える区域においては、まちなか再生や防災性向上など、効率的かつ有効な施策を講ずるとともに、土地利用の見直しについて検討します。
- ・宅地造成工事における適切な指導を図るとともに、大規模盛土造成マップの周知を図ります。

④流通業務地

- ・各インターチェンジ周辺では、広域交通拠点の立地を活かした産業機能の集積・充実を図ります。
- ・国際拠点港湾である下関港は、北九州港とともに関門港を形成しており、国際海上交通基盤の整備、国際物流拠点及び貿易などを核とした産業の立地のための基盤整備の推進を図ると同時に国際物流ターミナルとなる長州出島への企業誘致の推進を図ります。
- ・唐戸市場などの卸売市場について、青果物・水産物等の流通拠点の機能充実を図ります。

2) 農地・集落地の方針

- ・綾羅木川、友田川、田部川、神田川、木屋川の上流域は、良好な水田、畑作地帯を形成しており、これらを中心とした市街地周辺部等の農地は、今後とも農業生産基盤として、また、都市の貴重なオープンスペースでもあることから、原則として農業の振興と農地の保全を図る地域としてその保全に努めます。
- ・木屋川、栗野川、川棚川などに沿って広がる農地の雨水貯留効果による洪水被害の低減、生育・生息の場としての生態系の維持、美しい自然景観の形成などの多面的な機能を考慮して、優良農地の保全を図り、農業生産基盤整備の推進を図ります。
- ・豊田地域、豊北地域においては、自然環境の保全と農林漁業の振興を図るとともに、地域の中心となる居住地については、既存資源を活かした地域コミュニティの拠点形成や地域の特性を活かした居住環境の保全を図ります。
- ・既存集落については、地域の活力やコミュニティの維持・保全に努めます。

3) 山地・丘陵地の方針

- ・都市の環境や風致を維持する重要な要素である都市近郊の緑地については、自然環境の保全を図ります。
- ・豊田県立自然公園の豊田湖周辺、狗留孫山、華山をはじめとする山地や、丘陵地、集落周辺の身近な里山については、適切な森林の保全管理と活用を図ります。
- ・豊かな森林については、自然環境の保全、水源のかん養、土砂災害の防止などの多面的な機能を確保するために森林の保全管理と活用を図ります。



▲下関インターチェンジ周辺



▲小月インターチェンジ周辺



▲市街地周辺部農地

4) その他の方針

①下関都市計画区域（市街化調整区域）の規制・誘導

- ・市街化区域の近隣にあって既に集落の集積がある区域や主要幹線道路沿道等においては、開発許可制度の適切な運用を図ります。

②下関北都市計画区域（用途白地地域）の規制・誘導

- ・用途白地地域において、主要幹線道路沿道や市街地周辺の開発が進行している区域については、用途地域や特定用途制限地域等の規制誘導を行いながら、周辺の良い環境と調和した秩序ある田園住宅地の形成を図ります。

③用途地域の見直し

- ・都市構造の変化に伴って土地利用の転換が進む区域については、コンパクトなまちづくりを推進するため、区域区分や用途地域等により計画的な土地利用誘導を図ります。
- ・商業系・工業系用途地域のうち低層住宅や中高層の共同住宅が大半を占める住宅地については、住居系用途地域の指定・変更等による適正な土地利用の誘導を図ります。

④スマートシティの推進

- ・AIやIoT等の新技術や官民データを活用し、都市の課題解決に向けて、より高度で持続可能な都市を実現するために、スマートシティへの取り組みを推進します。



▲あるかぼーと周辺



▲豊田地域の風景



▲豊浦地域の風景



▲国際ターミナル周辺

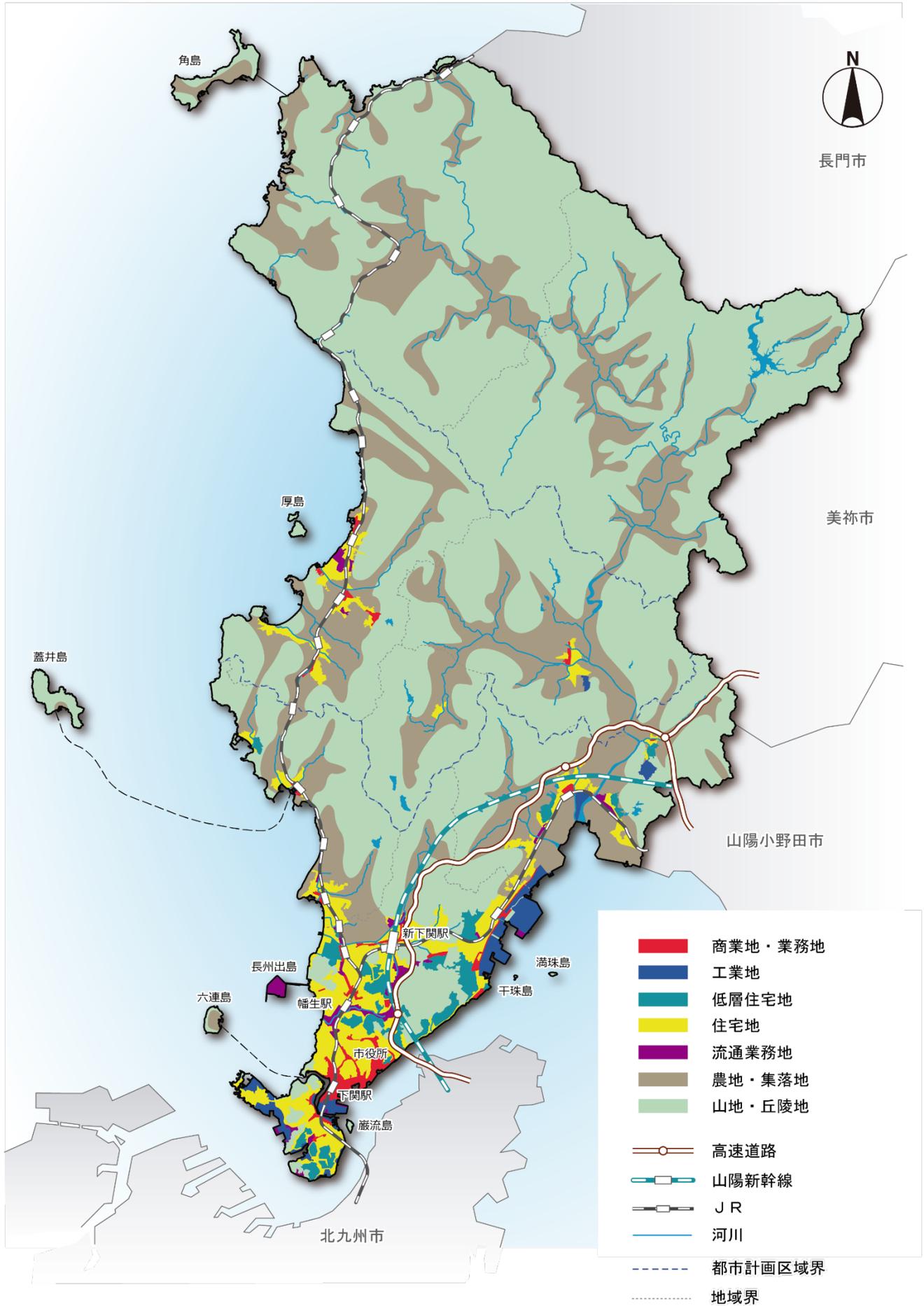


▲菊川地域の風景



▲豊北地域の風景

■土地利用方針図



4-2 都市施設整備の方針

(1) 交通体系整備の方針

1) 基本方針

① 広域連携及び地域連携を促進する交通ネットワークの構築

- ・ 広大な市域を有する本市において、各地域からの交通アクセスの格差是正が重要な課題であることから、各地域から行政・文化・福祉施設等が集積する中心市街地やインターチェンジへ1時間以内にアクセスできる交通ネットワークの構築を図ることを目指します。
- ・ 自動車専用道路として広域交通、特に九州、山陽、山陰方面とのアクセスを重視した交通を処理する道路であり、市内に混入する通過交通を排除するとともに、災害発生時における緊急物資輸送路や重要物流道路、広域的な都市間移動を円滑にする路線として整備推進及び機能強化を図ります。

② 主要幹線道路網の構築

- ・ 周辺都市及び都市拠点と地域拠点等を結ぶ連携軸のうち、国道や主要地方道を主要幹線道路として位置付け、広域交通の円滑な処理を行うとともに、効率的・効果的な貨物輸送等に対応する路線として、整備促進を図ります。

③ 幹線道路網の構築

- ・ 本市と周辺都市、拠点内の生活圏相互を結び、主要幹線道路を補完する道路を幹線道路として位置付け、商業・業務・工業等の主要交通発生源を相互に連絡し、幹線道路の円滑な交通誘導を図り、効率的・効果的な市内道路ネットワークの構築を図ります。

④ 身近な生活道路の整備

- ・ 市民の日常生活に身近な生活道路については、適切な維持管理を行うとともに、開発行為による帰属や沿道建物の建替えとの連携、低未利用地の活用などにより、狭隘^{きょうあい}道路の改善、安全な歩行者空間の確保を進め、幹線道路等までの円滑な交通が可能な道路環境の整備を図ります。

⑤ 歩行者や自転車が安全に快適に利用できる道路空間の確保

- ・ 主要な鉄道駅周辺等のバリアフリー化を進めるとともに、市街地中心部や通勤・通学等で利用される道路等において、回遊性を高め、歩きやすく、自転車で移動しやすい空間の創出を図ります。

⑥ 災害などの緊急時に対応できる交通施設の整備

- ・ 台風や大雨、地震などの災害によって公共交通機関の機能不全や道路の崩壊などの発生が懸念されるため、緊急物資や緊急車両の移動が可能な道路及び代替道路等の整備を図るとともに、災害情報等についての情報発信機能の充実を図ります。また、既存の道路や橋梁については、適切な点検・診断に基づき、優先順位を明確にした改修・補修を行い、構造の耐震化や擁壁の強化など災害に強い道路環境を推進します。

⑦観光ルートなどにおける多様な道路機能の強化

- ・観光地を多く有する本市においては、観光振興・交流促進を図るため、観光ルートにおける道路機能の強化や道の駅との連携、日本風景街道や夢街道ルネサンス等の認定地区を活かし、道路景観に配慮した観光周遊の取り組みを推進します。
- ・新型コロナ危機を契機に、街路空間や公園などのオープンスペースの活用を推進し、居心地の良いウォーカブルな空間の創出に努めます。

⑧公共交通等の利便性向上と環境負荷の軽減

- ・超高齢社会に対応するとともに、環境負荷の軽減を図るため、鉄道・バスなどの利便性を向上し、公共交通への利用転換を推進します。
- ・土日祝祭日の市街地中心部の円滑な交通確保のため、官民が連携して総合的な駐車対策に努めます。
- ・脱炭素社会へ向けた取り組みとして、トラックなどによる環境負荷の大きい輸送手段を船舶や鉄道による環境負荷の小さい輸送手段に転換する「モーダルシフト」に努めます。
- ・観光地などでは、環境負荷の低減やさらなる周遊性の向上を図るため、グリーンスローモビリティや自動運転等の実証実験を行うとともに、新たなモビリティや新技術の導入の可能性について検討します。

⑨景観に配慮した道路施設整備、道路空間形成

- ・道路沿道における自然景観や田園景観、市街地景観と調和した良好な道路景観を創出する必要がある区間については、道路の舗装や街路樹の整備、電線の地中化などを推進し、サインなどの計画的な配置を図ります。
- ・建築物の景観誘導を図り、住民と協働して、まちなみと調和した道路空間の創出を図ります。

2) 将来道路網の体系

①高規格道路（高規格幹線道路・地域高規格道路）

- ・山陽・山陰方面、九州方面との連携を強化する山陰道、下関北九州道路、下関西道路の高規格道路網の整備促進や鉄道の利便性の向上を図るとともに、インターチェンジなどの広域的な交通拠点と都市拠点等とのアクセス機能を向上させ、多様な広域交流を支える交通体系の確立を図ります。

②主要幹線道路・幹線道路

- ・国道などの主要幹線道路等は、関門地域の交流・連携の強化、山陰地域の活性化、大規模災害時での代替路の確保、慢性的な交通渋滞の解消など、地域経済や暮らし、防災に資する広域幹線道路ネットワークの形成を図ります。
- ・市内地域間の交流・連携を促進し、市民生活や産業・経済を支える交通機能の向上を図るため、一般国道など各地域間を円滑に結ぶ主要な幹線道路及びこれらを補完する道路の整備を推進します。

3) 公共交通の方針

① 鉄道交通の方針

- ・ 主要な鉄道駅と駅周辺施設等のバリアフリー化や交通結節点機能向上による利便性の向上、既存施設の有効活用、新駅（中間駅）の設置などについて鉄道事業者との調整に努め、検討します。

② バス交通等の方針

- ・ 広域バス路線については、主要な鉄道駅での乗り継ぎの利便性向上を図るとともに、隣接自治体と協議を行い、利用実態等を踏まえた路線の分割と運行水準の適正化を図ります。
- ・ 市内のバス交通については、地域の状況に応じた効率的な路線網の構築を図るとともに、利用者の利便性向上のため、超低床バスなどの車両導入等を促進します。
- ・ 公共交通不便地域の解消のため、生活バスを運行するとともに、コミュニティ交通の導入や運行に対して支援を行うなどの、地域住民の日常生活に必要な移動手段の確保と利便性向上に努めます。

③ 公共交通利用への転換

- ・ 公共交通機関への利用転換を図るため、交通系 IC カードの活用やバスロケーションシステムなどにより鉄道・バスなどがシームレスで利用しやすいサービスを提供するなど、公共交通利用の環境改善や意識醸成を図り、過度な自家用車利用から鉄道・バスを軸とした公共交通利用への転換策を図ります。

4) 駐車場施策の方針

- ・ 今後の市街地整備の動向や交通量、駐車場需要動向などから民間駐車場の利用状況を勘案しつつ、観光駐車需要にも考慮した効率的かつ効果的な駐車場利用を推進します。
- ・ 駐車場情報提供システムなどを活用して、市街地中心部における主要な駐車場の満空情報や交通情報の発信、効果的な誘導による既存駐車場の有効利用など、円滑な道路交通の確保を図ります。

5) 港湾整備の方針

- ・ 本市の産業、経済発展の基盤となっている下関港は、鉄道と港湾の連結などモーダルシフトを考慮しつつ、将来の物流に対応するため、長州出島及び本港地区並びに長府地区に物流機能の集約を図り、貿易等を核とした産業の立地のための基盤整備を進めます。
- ・ あるかぼーとを中心とした既存の港湾施設については、関門海峡に広がる絶好のロケーションを活かしたハイクオリティなウォーターフロント開発として、民間活力を活用し、大人が癒される美しく上質な空間の形成や、都市型ホテルなどのくつろぎ交流のできる施設整備を推進し、昼夜共に観光客並びに市民が集う、潤いのある空間形成を図ります。
- ・ 下関港は「官民連携による国際旅客船拠点形成港湾」として、長州出島において国際クルーズターミナルの整備を進めます。

6) 歩行者系道路整備の方針

①安全な歩行者空間の確保

- ・国道 191 号の豊浦地区等における通勤、通学路等の主要な歩行者ルートにおける歩車分離や歩道の整備等安全な歩道空間の確保を図ります。
- ・国道 2 号の長府トンネル等における歩道整備及び国道 9 号の長府から壇ノ浦にかけての海岸線における海岸保全施設整備と連携した歩道整備を推進します。

②自転車走行空間や通学路の整備

- ・自転車や歩行者空間の安全で利便性、回遊性の高いネットワークの構築や通学路の安全性を高めるため、優先順位を明確にして道路改良や交通安全施設等の整備を図ります。

③旅客施設及び公共施設の周辺等のバリアフリー化

- ・主要な鉄道駅周辺等の歩道空間の確保、歩道などにおける段差の解消等のバリアフリー化を図ります。

④歩行者空間のにぎわい創出

- ・下関駅前の人工地盤等の駅前広場については、歩行者の回遊性と利便性の向上を図り、駅周辺のにぎわい創出に努めます。

7) その他

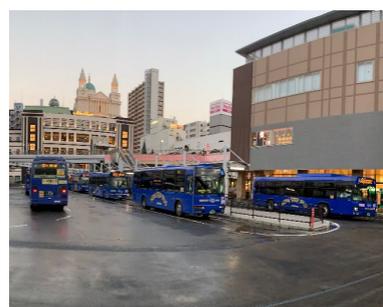
- ・脱炭素化に向けた BRT や MaaS 等、新たなモビリティの導入について、移動手段の多様化における研究に努めます。
- ・超高齢社会において、高齢者の交通事故防止の観点から、免許返納につながる取り組みの推進に努めます。



▲長州出島（国際クルーズターミナル整備予定）



▲国道 9 号（竹崎町）



▲路線バス



▲都市計画道路竹崎園田線

■将来道路網の体系図



(2) 公園・緑地整備の方針

1) 基本方針

- ・潤いのある生活環境の保持と身近な憩いの空間を確保するため、緑の基本計画に基づいた公園の適正配置を図ります。
- ・運動拠点においては、市民のスポーツ・レクリエーションを支える基幹的な運動施設の立地を図ります。
- ・人口減少・少子高齢化や公共施設マネジメントに対応し、既存ストックの有効利用を図りながら、長期未着手の都市計画公園の見直しを行うなど公園ストックの再編と適正配置を進めます。
- ・公園管理者の財政負担の軽減や公園利用者の利便性向上、にぎわいの創出を図るため、パークPFIや公園愛護会など官民連携による整備・管理手法の検討を進めます。
- ・既存施設の更新にあたり、利用特性に応じて、健康増進、地域防災など公園緑地の多機能化に向けた見直しを図ります。
- ・市街地の身近な緑や田園、樹林地など良好な緑を守り、緑に対する愛着心を育みながら、協働による維持管理を図ります。
- ・新型コロナ危機を契機に、公園や緑地、水辺空間などまちに存在する様々な緑とオープンスペースを活用し、にぎわい創出を図ります。

2) 公園・緑地整備の方針

① 都市公園整備・活用の方針

- ・下関運動公園においては、大規模な競技会等の開催が可能な基幹的な運動施設の立地誘導を図り、複数の学校が集まる周辺環境や交通利便性を活かして、市民のスポーツ・レクリエーションを支える運動拠点の形成を図ります。
- ・火の山公園や乃木浜総合公園、老の山公園、下関運動公園、下関北運動公園、リフレッシュパーク豊浦などの広域的なスポーツやレクリエーションの場となる都市基幹公園などについては、市民の文化活動及び交流、レクリエーションの拠点、災害時の避難地として一体的な機能充実を図るとともに、民間活力を活かした魅力化に努めます。
- ・住区基幹公園については、親しみやすい公園づくりに向けて、地域特性を踏まえ、適正配置や都市公園への再編を進めます。また、住民との協働による適切な維持管理を行うとともに、市民が身近なレクリエーションの場として活用できる公園の整備を推進します。
- ・歴史公園である綾羅木郷遺跡公園のほか、勝山御殿跡の勝山地区公園、長府庭園など、地域特性を活かした公園の整備と活用を図ります。
- ・公園施設等の安全対策を強化するとともに、公園施設の長寿命化を促す計画的な改修、更新及び統廃合を進め、効率的な維持管理に努めます。
- ・大規模災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置付けられる都市公園等の整備を推進します。

② その他の公園整備の方針

- ・瀬戸内海国立公園や北長門海岸国定公園、深坂自然の森、国見台森林公園、大浦岳森林公園などの代表的な森林公園については、市民や来訪者の憩いの拠点として公園施設の整備や適切な維持管理を行い、機能充実を図ります。
- ・木屋川、栗野川、神田川については、豊かで美しい自然との調和や貴重な生物の生態系への配慮を図りながら、親水公園として整備を推進します。また、湖沼、ため池については、防災機能を含めた多面的な機能の保全・活用を図ります。

③ 緑地保全地区等の方針

- ・良好な自然的環境の保全が必要な地区については、緑地保全地区等の指定を推進します。
- ・優れた自然的環境、景観を有する丘陵地・樹林地などにおける都市の優れた風致を守るため、風致地区の維持を図るとともに、必要に応じて、緑地協定、地区計画、高度地区、景観地区の指定等、代替方策や指定範囲を含めた適正な見直しを図ります。



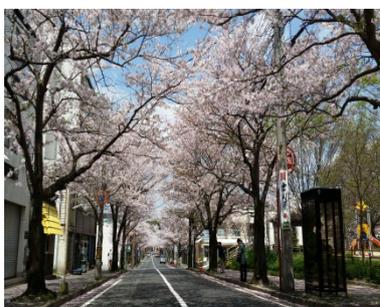
▲乃木浜総合公園



▲リフレッシュパーク豊浦



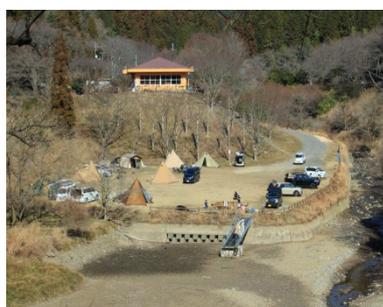
▲老の山公園



▲奥小路公園周辺



▲深坂自然の森



▲菊川自然活用村



▲下関運動公園

(3) 下水道及び河川整備の方針

1) 下水道整備の方針

- ・良好な自然環境を保全し、快適な生活環境を確保するために、山陰処理区、山陽処理区及び川棚小串処理区の未普及地区において公共下水道の整備を図ります。
- ・終末処理場の統廃合等により、持続可能な下水道機能の構築を図るとともに、災害に備え、施設の耐震化や浸水対策を図り、効率的・効果的な維持管理を進めます。
- ・まとまった集落地においては、集落排水等の各地域の特性を考慮した整備や老朽化施設の改築更新を図り、集落の住環境の改善を進めます。

2) 河川整備の方針

①基本方針

- ・河川の決壊や浸水などの災害発生のおそれがある箇所については、河川改修等の整備を図ります。あわせて、ハザード情報の周知とともに、災害リスクの高い区域での居住の抑制、開発に伴う雨水流出抑制施設の設置の指導に努めます。

②河川整備の方針

- ・木屋川や粟野川等については、河川における災害の防止、利水機能の増進を図ることはもとより、ホタルをはじめ多様な生物の生態系や親水性の確保に配慮し、適切な河川改修を図ります。
- ・近年、豪雨時に恒常的な被害が発生している地域への総合的な浸水対策のひとつとして、準用河川、普通河川、水路について、防災性を考慮するとともに、地域特性を踏まえた河川・水路の改修を推進します。また、市民意識の向上と円滑な情報発信体制の構築、行政と市民が一体となった防災組織体制の拡充、強化を図ります。
- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、河川のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換に努めます。



▲木屋川ラブリバーパーク



▲砂子多川ほたる公園



▲田部川河川敷



▲山陰終末処理場



▲山陽終末処理場

4-3 市街地整備の方針

(1) 市街地整備の基本方針

- ・既成市街地については、地域特性に応じて、市街地開発事業などを積極的に活用し、都市機能や居住の誘導に向けて良好な住環境の整備と宅地の供給、土地の高度利用を行うとともに、周辺市街地との調和や公共施設の再配置と複合化などの手法を検討し、生活関連施設等の整備を推進します。
- ・市街地中心部の整備にあたっては、広範囲にわたる影響を考慮し、高次な都市機能の増進と合理的な土地利用の促進を図るため、民間活力の活用も見据えた市街地再開発事業や積極的な企業誘致活動、オフィスビル建設促進やサテライトオフィスの誘致などを推進します。また、市営住宅の適正な配置や空き家・空地の適切な管理と活用の促進を図ります。
- ・新型コロナ危機を契機に、住宅地周辺における既存ストック等を活用し、オフィス等の充実や、オープンスペースの利活用を図り、職住近接を推進します。

(2) 市街地開発事業などの方針

1) 土地区画整理事業の推進

- ・道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、斜面住宅地の再整備や小・中学校の統廃合による学校跡地の有効活用など、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等の面整備や地区計画等を活用し、良好な居住環境を備えた活力ある都市づくりを推進します。

2) 市街地再開発事業等の推進

- ・市街地中心部における木造建築物や老朽建築物の建替え促進や遊休地の有効活用などにおいて、効果的な市街地再開発事業等を検討し、土地の高度利用と秩序ある都市施設整備を図り、快適な居住性の増進と中心商業地（JR 下関駅～唐戸）の活性化を図ります。

3) 住環境整備の推進

- ・住宅の密集する市街地等においては、地域住民のまちづくりに対する発意と主体的な関わりに基づいて、住環境の改善に向けた取り組みを図ります。空き家については、跡地も含めた活用の促進と管理不適切空家等への助言等の両面から対応を図ります。

4) 宅地開発の適正な誘導

- ・集約型都市構造の形成のために立地適正化計画の居住誘導区域への開発を推進するとともに、きょうがい 狭隘道路の改善に努め、安全・安心で良好な住環境の形成を図ります。
- ・市街化調整区域においては、コンパクトなまちづくりの観点から、スプロール化につながる宅地開発を抑制します。

5) 地籍調査の活用

- ・市街地部において、地籍調査により土地の権利関係を明確にし、民間開発や老朽建築物の除却等の促進を図ります。

4-4 環境保全・形成の方針

(1) 環境保全・形成に関する基本方針

- ・市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、カーボンニュートラルへの取り組みを推進し、脱炭素社会の実現を目指します。
- ・北長門海岸国定公園や瀬戸内海国立公園を中心とする海洋環境、豊田県立自然公園を中心とする森林環境、木屋川や粟野川流域等の河川環境などの良好な環境は、本市の貴重な財産として、これら自然環境の保全と活用を推進します。
- ・市街地内の緑化を推進するため、公共公益施設用地の緑化のみならず、地区計画や緑地協定の活用、イベント等を通じた市民意識の啓発等により、緑のカーテンの設置等民有地の緑化を推進します。
- ・市民、企業、行政の協働により、歴史的資源の活用や既存の街路樹や樹木の保全など、周辺の土地利用やシンボル性に配慮した環境の保全・形成を図ります。

(2) 自然環境保全の方針

1) 海洋環境ゾーン

- ・北長門海岸国定公園に含まれる角島などの海岸線、瀬戸内海国立公園に含まれる満珠島、干珠島周辺の優れた自然環境を保全するとともに、親水性の高い海辺空間の創出を図ります。
- ・防風・防潮機能を有する緑地の整備や海岸侵食対策のための護岸整備を進めるとともに、観光客や市民のレクリエーションの場として遊歩道や修景等の整備を推進します。

2) 森林環境ゾーン

- ・市街地を取り囲む竜王山から狩音山に連なる山系、豊田県立自然公園に含まれる華山から狗留孫山に連なる山系、北部に位置する白滝山、天井ヶ岳山系は、都市の緑の骨格を形成しており、これらの緑地の保全を図ります。
- ・市街地外縁部の火の山や四王司山などの緑地は、地域の貴重な自然として積極的に保全を図ることとし、丘陵地や里山の緑地、樹林地などについては風致地区や特別緑地保全地区等を活用した緑地の保全を図ります。

3) 河川環境ゾーン

- ・豊田県立自然公園に含まれる豊田湖周辺の森林と一体となった水辺空間や、木屋川、粟野川、神田川などの河川沿いについては、自然環境の保全とともに、整備された公園の保全を図ります。
- ・流域の保水機能の保全などを考慮し、定期的な水質調査、治水対策及び利水対策を図り、ホタルなどの多様な生物の生育・生息の場として水辺環境の保全を図ります。
- ・主要な河川については、緑地と水辺の空間を活かした市民の憩いの場として、親水公園を適切に維持管理し、良好な河川環境の維持を図ります。

(3) 都市環境形成整備の方針

1) 水辺や緑を活かした都市環境の保全・形成

- ・下関港のウォーターフロント開発における水辺空間を活かし、官民が連携し、回遊性やにぎわいの創出に向けた交流・レクリエーションゾーンの形成を図ります。
- ・市民生活に身近な河川である綾羅木川や川棚川などについては、整備された良好な親水空間を維持するとともに、市民が水辺とふれあえる場所の確保を図ります。

2) 歴史と文化を活かした都市環境の保全・形成

- ・日本遺産に認定された唐戸地区の数多くの歴史的建造物、長府地区の城下町のまちなみなどを活かした歴史ある環境の整備を推進し、これらの歴史的資源や周辺の自然資源を歩行者空間で結び、歴史や文化にふれあえる交流空間の整備を推進します。

3) 既成市街地内の緑化の推進

- ・既成市街地内に残る緑地については積極的な保全を図りつつ、新たに整備される住宅地や工業地等においては、地区計画や緑地協定等を活用して緑化を推進します。



▲旧下関英国領事館



▲木屋川



▲海峡ゆめタワー



▲唐戸地区（カモンワーフ）



▲熊野フォレストタウン（地区計画）

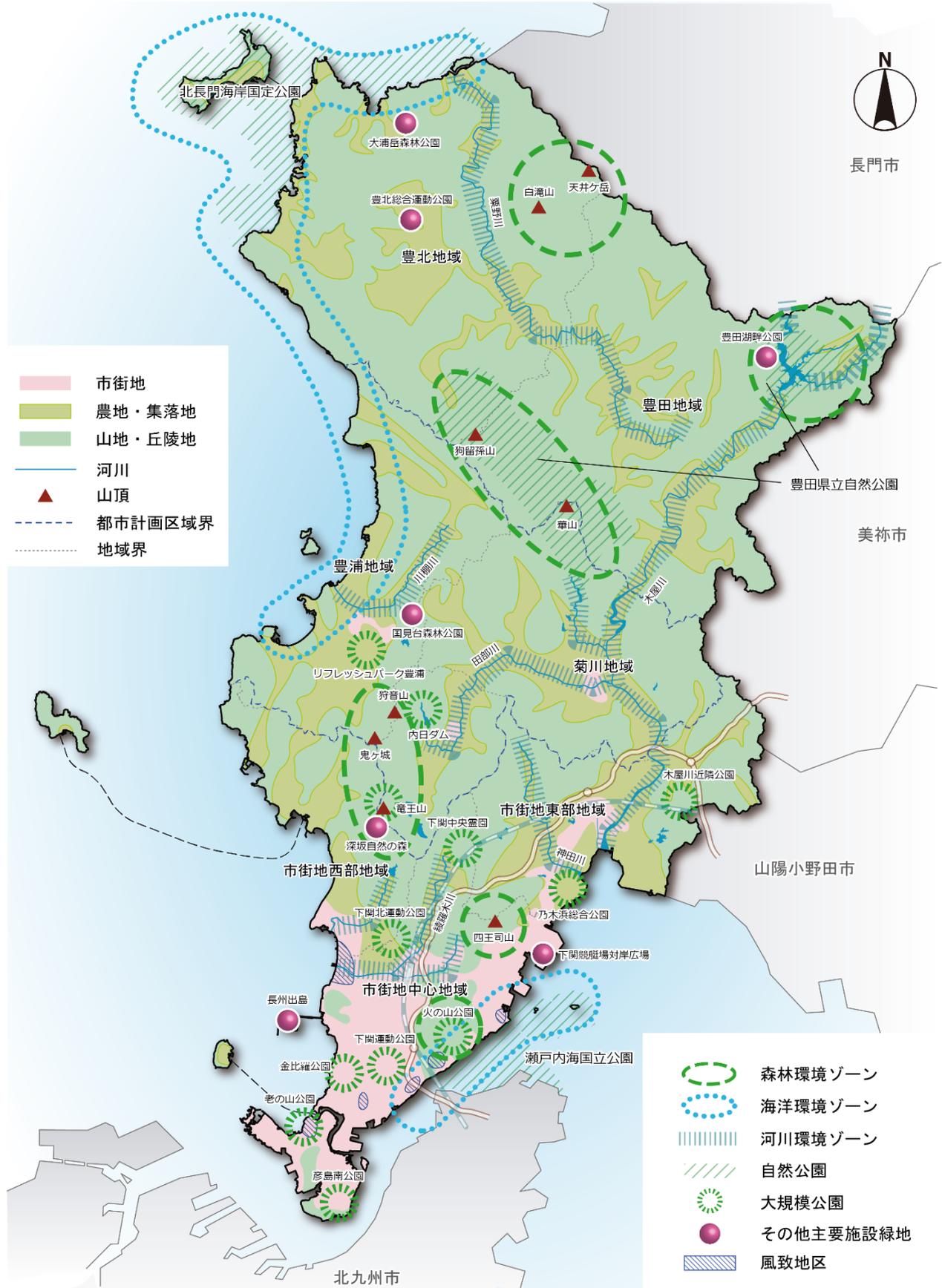


▲城下町長府（特殊街路）



▲下関南部町郵便局

■ 自然的環境の保全・整備の方針図



4-5 景観形成の方針

(1) 景観形成の基本方針

- ・『自然と歴史と人が織りなす 交流都市の魅力ある景観まちづくり』の実現を目指すため、地域の景観資源を活かした総合的な景観形成を図るとともに、市民・事業者・行政の連携により景観まちづくりを推進します。
- ・関門海峡沿いや城下町周辺等の観光施設や道の駅周辺、豊かな自然環境などについて、良好な景観形成を図るとともに、歴史や文化、観光資源などの保全・活用を図り、地域特性に応じた魅力ある景観まちづくりを推進します。

(2) 総合的な景観形成の誘導

1) 市街地景観

- ・海峡都市として、海辺の眺望や山並みとの調和に配慮しつつ、風格とにぎわいのある市街地景観の形成を図ります。
- ・主要な幹線道路の沿道では、周辺地域の景観を阻害することのないように配慮しつつ、周辺と調和した魅力ある沿道景観の形成を図ります。

2) 海岸景観

- ・風光明媚な海岸線とダイナミックな関門海峡や響灘、周防灘の海、そこに浮かぶ島々からなる自然景観の保全を図るとともに、魅力ある海辺景観の形成を図ります。また、火の山公園などの景勝地については、良好な眺望景観を楽しむことができるよう、観光資源としての利活用を図り、海峡を共有する北九州市と連携した一体的な景観形成を推進します。

3) 山間地景観

- ・華山や豊田湖等の緑豊かな山間の自然景観の保全を図るとともに、美しい自然景観を阻害せず、周囲と調和した景観形成を図ります。

(3) 夜間景観まちづくりの推進

- ・夜の景観を楽しめる機会づくりとして、民間活力による駅前等のイルミネーションを利用した回遊性の向上やにぎわい創出を図るとともに、関門の自然や歴史的建造物等を活かした情緒ある夜間景観の形成を図ります。

(4) 周辺景観に調和した屋外広告物の誘導

- ・本市全域を対象とした屋外広告物の規制・誘導を進め、周辺景観に調和した良好な景観形成を図るとともに、関門海峡沿いや城下町周辺等、本市を代表する観光資源周辺の地域については、デザインや色彩の統一を図るなど、一体的な景観形成を図ります。

(5) 市民と事業者、行政の協働による景観まちづくりの推進

- ・魅力ある景観や活動等の情報発信などにより、市民や事業者の景観に対する意識の啓発を図り、パートナーシップによる景観まちづくりを推進します。

■ 骨格景観の景観形成方針図



4-6 都市防災の方針

(1) 基本方針

- ・本市は、気象的、地勢的条件から過去の大雨、台風による風水害を多く経験していることから、下関市国土強靱化地域計画に基づき、大規模な自然災害の発生に備え、道路、河川、公園、海岸や港湾などの公共施設の強靱化を図るとともに、円滑に災害・渋滞発生状況や避難所・避難路等の情報が提供できるシステムを構築・周知し、災害に強い都市形成を推進します。
- ・地震、火事、暴風雨、危険物災害などの都市災害に対しては、建物の耐震性・耐火性の向上や土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地整備をはじめ、密集市街地における老朽建築物の除却や特定空家の除却・改修、都市基盤の防災機能強化を図ることにより、災害に強い市街地形成を推進します。
- ・ハザードマップ等の整備により、災害が起こりうる区域の周知、効果的な災害情報の発信を行うとともに、防災教育や防災訓練などの予防対策、行政と市民が一体となった防災組織体制の拡充、強化を図ります。
- ・被災後の復旧・復興の妨げになる災害廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場の確保や処理の迅速化を図ります。
- ・新型コロナ危機を契機に、感染症の感染拡大予防・防止に向けた取り組みや被災後の避難所の開設等による対応について検討し、事前防災まちづくりを推進します。

(2) 都市防災整備の方針

1) 火災対策

- ・防火地域及び準防火地域の指定地域の見直しを系統的に行い、地域内建築物の耐火性の増強を図るとともに、密集市街地等においては、部分的・重点的な不燃化による延焼防止や老朽建築物の除却等を推進し、市域の防火性の向上を図ります。

2) 震災対策

- ・地震発生時における建物倒壊や火災発生への防止策、発火性化学薬品などの危険物保管場所の耐震性の向上、耐火建築物への改良、防火帯の整備などにより、震災対策を推進します。
- ・公共建築物の耐震化などを進めるとともに、電気、ガス、上水道などのライフラインの耐震化と災害復旧計画の充実、また、防火水槽の整備と消防体制の充実強化を行うなど震災対策を推進します。
- ・谷や沢を埋めた造成宅地や、傾斜地盤上の大規模な造成宅地において、安全性の確認を行い、危険性が高い箇所の滑動崩落防止対策を推進します。

3) 風水害対策

- ・道路、河川、ため池、海岸などの公共施設の整備、改良などの推進を図るとともに、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険区域、土砂災害警戒区域、宅地造成工事規制区域などの災害危険地域・地区の周知、指導、規制の強化を図ります。

4) 石油貯蔵施設防災対策

- ・危険物としての特殊性から、災害の発生は都市機能に与える影響が大きく、防災対策の強化を図ります。六連島に設置されている油槽所は、特別防災区域として適切な維持管理を促進し、今後の油槽所の設置については、特別防災区域の指定などにより、緑地等の緩衝地帯を設け、災害発生および拡大の防止などの施策の推進を図ります。

5) 避難路・避難場所の確保

- ・既成市街地内の家屋密集地については、建物の不燃化、管理不適切空家等への助言などを進め、あわせて適度な公共空地の確保を促進します。
- ・既存の工業地のほか、新設工業団地については、斜面緑地等を活用しながら工場立地法等の法令に基づき緩衝緑地の確保を図ります。
- ・沿道建物の建替えに合わせ、狭小道路や行き止まり道路の解消など、避難や消火活動、救援活動のためのルート確保に向けた道路整備を図ります。
- ・第一次避難場所として住区基幹公園等の整備による防災機能の強化を推進します。

6) 復興まちづくりの事前準備の推進

- ・被災後、早期に計画的な災害復旧・復興に着手できるよう、復興まちづくりの進め方や実施手法を検討するなど、復興事前準備に向けた取り組みを進めます。
- ・新型コロナ危機を契機に、自然災害と感染症の複合災害への対応として、過密を回避した避難所の確保や自立的な生活圏の構築など、事前防災まちづくりの取り組みを推進します。



▲六連油槽所



▲風水害



▲津波ハザードマップ

